

小野町消防団車両
(軽四輪駆動小型動力ポンプ積載車デッキバン)
仕 様 書

小 野 町

1. 物品の内容

- (1) 物 品 名 消防団車両（軽四輪駆動小型動力ポンプ積載車デッキバン）
- (2) 購 入 台 数 1 台

2. 総 則

- (1) この仕様書は、小野町（以下「当町」という。）が購入する消防団車両（軽四輪駆動小型動力ポンプ積載車デッキバン）（以下「車両」という。）に関する仕様について定めるものとする。
- (2) 車両は、「国が行う補助の対象となる消防施設の基準額」（昭和 29 年総理府告示第 487 号）中の標準として備えるべき付属品に関する項目、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」（昭和 49 年自治省令第 35 号）、「道路運送車輛の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号）の関係基準に適合し、かつ緊急自動車として承認が得られるものであること。
- (3) 受注者は、契約後仕様書詳細について当町担当者と打ち合わせを行い、製作に着手すること。
- (4) 受注者は、契約後製作に当たりこの仕様書に疑問が生じた場合には、当町担当者に連絡の上、承認または指示を受けること。
- (5) 受注者は、製作にあたりこの仕様書を変更する必要がある場合には、当町担当者と打合せの上、承認を得ること。
- (6) 受注者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施すること。
- (7) 受注者は、設計・製作・材料・部品等に関し、特許その他権利上の問題が生じた場合には、その責任を負うこと。
- (8) 納期は、次のとおりとする。
 - ① 納 期 ： 令和 9 年 2 月 1 2 日（金）まで
 - ② 納入場所 ： 小野町役場
 - ③ 納入方法 ： 新規検査及び新規登録を受け納入すること。
- (9) 保証期間は納入後 1 年間とする。
- (10) 登録手続等
 - ① 受注者は、車両が完成した時は陸運支局の行う新規登録検査に合格されるものとし、その手続き等一切を代行するものとする。
 - ② 新規登録に関わる重量税・自賠責保険料・リサイクル料は、登録前に別途当町が支給するので、登録前に当町へ申し出ること。
 - ③ 旧車両の廃車手続きを行うこと。
 - ④ 旧車両の抹消登録後速やかに当該抹消登録証明書の原本を当町へ提出すること。
 - ⑤ 旧車両の車体に表示してある名称等を消去し、引き渡し後において当町に一切迷惑を及ぼすことのないように処理すること。
- (11) 「消防車両の安全基準について」に基づき、受注者は納入時に安全操作技能講習及び点検整備講習を実施することとする。

3. 提出書類

受注者は、納入時に次の書類を 1 部提出すること。

- ① 車両取扱説明書
- ② 工程写真及び製作中各工程（シャシ、組立中、塗装後）

③ 業務完了届（別途当町が指定する様式）

4. 使用シャシ

- (1) 使用するシャシは、下記のとおりとする。
日産クリッパー ダブルキャブ GBD-U72V,
三菱ミニキャブデリバリー ダブルキャブ GBD-U62V
ダイハツハイゼット デッキバン EBD-S331W
- (2) エンジン、ガソリンエンジンで 660 cc以下とする。
- (3) トランスミッションは、オートマチックミッションとし、4 輪駆動とする。
- (4) 乗員定数は 4 名とする。
- (5) エアコン、タイヤチェーン 1 式、サイドバイザー 1 式、フロアマット 1 式を装備すること。
- (6) 装着してあるタイヤはスタッドレスタイヤとする。
- (7) 各ドアのロックは、運転席付近のスイッチ等により開閉操作が可能かつ、キーによる運転席ドアロックの開閉操作で、各ドアのロックの開閉が連動している集中ドアロック方式とすること。
- (8) 安全装置として、SRS エアバッグ（運転席・助手席）を装備すること。

5. 構 造

- (1) 運転席上部に赤色回転灯、電子サイレン用スピーカー、団名標識等の専用ラックを設け取り付けすること。
- (2) 小型動力ポンプ積載装置
 - ① 小型動力ポンプは、荷台部に設置する。
 - ② 小型動力ポンプは、キャビンと完全に仕切られた車両の軸重配分を考慮し配置する。
 - ③ 専用の小型動力ポンプ積載装置（電動リフター）によって、簡単に積載及び積み下ろしができる構造とすること。
 - ④ 既存の可搬ポンプを積載したまま作業を可能とし、車両の後方から容易に操作できる構造とすること。
 - ⑤ 真空ポンプの排油、ティクラ、冷却水は積載したまま排出できる構造とする。
- (3) ホースは、口径 65mm×長さ 20m を 5 本以上積載できるものとする。
- (4) 櫓は、キャビンより後部へ渡って設置し、車体最後部のゲート型フレームに接続する。
- (5) ステップは、車両の後部に設け、床面上のステップの処理はアルミニウム縞板にて行う。
- (6) 電子サイレン、赤色回転灯、団名標識等の操作スイッチ及び配線は、専用のヒューズを介し、助手席のダッシュボード上部にまとめて取り付け。

6. 塗装

- (1) シャシのキャビン及び荷台はメーカー塗装の消防色とし、艀装各部は完全な錆止め処理を行い、プライマー処理及び下塗りを行った後消防職にて仕上げ塗装をする。
- (2) 車両本体に白色で次の文字を入れること。
「令和 6 年度石油貯蔵施設立地対策等交付金施設」